

令和元年 7 月 25 日

弘 前 市 長 殿

弘前市指定管理者選定等審議会会長

弘前市指定管理者候補者の募集等について（答申）

令和元年 7 月 2 日付け弘管発第 25 号により諮問のあった弘前市指定管理者候補者の募集等について、本審議会は下記のとおり答申します。

記

□ 諮問案件

弘前市北辰学区高杉ふれあいセンターほか計 32 施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について

(1) 弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター

弘前市北辰学区高杉ふれあいセンターの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(2) 国民宿舎「いわき荘」等

国民宿舎「いわき荘」等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

なお、別紙のとおり委員からの意見があります。

(3) 岩木山桜林公園

岩木山桜林公園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(4) 弘前れんが倉庫美術館等

弘前れんが倉庫美術館等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(5) 鳴海要記念陶房館

鳴海要記念陶房館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

国民宿舎「いわき荘」等の審議における委員からの主な意見

- ・指定管理期間が長期であることから、指定管理期間内に重大事項が発生した場合の取扱いについて、協定の中に具体的に盛り込んだ方がよい。
- ・修繕の負担区分は明確にした方がよい。
- ・指定管理期間が12年であること、選定方法が非公募であること、大規模修繕の扱いが協議であることについて納得感のある説明が必要。